

中野区教育委員会会議録

令和7年第27回定例会

令和7年10月10日

中野区教育委員会

令和7年第27回中野区教育委員会定例会

○日時

令和7年10月10日（金）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時41分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 高野 治人

教育委員会委員 平本 紋子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 森 克久

子ども・教育政策課長 神谷 万美

学校地域連携担当課長 保積 武範

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

子ども教育施設課長 原 太洋

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 網野 愛子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 高野 治人

○傍聴者数

5人

○議事日程

1 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 10月2日 中野・ウェリントン友好子ども交流2025

② 10月3日 中野区総合教育会議

(2) 事務局報告

① 区立学校の教育に関する費用負担補助について

(子ども・教育政策課、指導室、学務課)

② 旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について (子ども・教育政策課)

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 27 回定例会を開会いたします。

それでは日程に入ります。

本日の会議録署名委員は、高野委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは日程に入ります。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

初めに報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

ご報告申し上げます。

10 月 2 日、中野ウェリントン友好子ども交流 2025、田代教育長が出席されております。

10 月 3 日、中野区総合教育会議、田代教育長、伊藤委員、岡本委員、高野委員、平本委員が出席されております。

ご報告は以上になります。

田代教育長

各委員から、補足、質問、その他の活動報告がございましたら、お願いいたします。

伊藤委員

私は今、お話がありました 10 月 3 日の中野区総合教育会議に出席させていただきました。

久しぶりの会議でございましたけれども、ここに掲載の三つの点につきまして、意見を交換することができまして、大変有意義だったと思います。それぞれの活動につきまして、私どもが感じている意義ですとか、これからの課題ですとか、様々な点についてお話をすることができまして、よかったなと思っております。

例えば、子どもの意見を反映させた教育活動でしたらば、継続的に子どもたちがより意思決定を何度もできるようにしていただきたい点などもお伝えできましたし、中野

区の英語教育に関しては、先ほどウェリントンのご報告もありましたけれども、より多くのお子さんに、ウェリントンも、そのことに関わったお子さんだけでなく、より多くのお子さんに様々な体験の機会に恵まれるように、オンラインを使った取組ですとか、これからも様々な取組を追求していただきたい点をお伝えしたところです。

またコミュニティ・スクールにつきましても、地域の皆様のお力で、また子どもたちが地域に何かをお返しできるような形に、だんだんになっていくように思いますので、中野区らしいコミュニティ・スクールが発展すればよいと考えておりまして、そのような点もお伝えできたのではないかなと思っております。

また、こういった機会があると大変有意義だなと感じた次第です。

以上です。

平本委員

私も10月3日の総合教育会議に参加させていただきました。

既に伊藤委員からもお話があったとおり、三つのテーマについて、意見交換をすることができて大変よかったのですが、結構テーマが多かったので、もう少し絞ってじっくり話す形でも良いのではないかと思います。それぐらい密な、充実した議論がみっちりできたかなと感じております。

伊藤委員からもお話がありましたけれども、課題と今後の方向性について、様々な意見が出まして、共有ができたのは非常によかったと思っております。特にコミュニティ・スクールもそうですし、子どもの意見を反映させた教育活動についてもですが、地域とよりつながっていくことが重要で、まだ十分に活動の内容やコミュニティ・スクールの状況などが地域とまた保護者にも知られていない実情があるということも意見交換できました。教育委員会や各学校が取り組んでいるよい取組については、区としても広報をしていくことを考えたいというようなお話も聞くことができましたので、前向きな方向になり、とてもよかったのではないかなと思っております。

また、英語教育につきましても、ウェリントンの留学の話は大変よい取組だなと思っておりまして、ただ全てのご家庭、お子さんが参加できるという状況までにはなっていないので、オンラインで海外の子どもたちとつながりながら、あらゆる子どもたちが、そういった生の英語を使いながら、つながっていくという経験を共有できるとよいのではないかなということについても、意見交換ができたのは大変よかったのではないかなと思っております。

また、こういう機会をいただけるとありがたいと思います。

以上です。

高野委員

私も10月3日の中野区総合教育会議に出席いたしました。

ほかの委員がおっしゃってくださったので、コミュニティ・スクールについて、コメントしたいと思います。

学校運営教育協議会を開催しているのですけれども、中には高校生、大学生を中心とした運営会議を開いているところもありまして、非常に印象的でした。全部が全部とは言いませんけれども、そういう委員を含めた運営会議を開いてもいいのではないかと考えました。

もう1点、本日先ほどなのですが、9時20分より、国際医療センターの先生方と中野区のがん教育についての検討会を行いました。まだ検討段階ですので、ご報告できることはないのですが、また何か決まりましたらご報告いたします。

以上です。

岡本委員

総合教育会議についてですが、今、各委員からご報告があったとおりです。三つのそれぞれ重要なテーマについて話し合えたことは、私もとてもよかったと思います。

他方で、それぞれはやはり枝葉のところかなとも思いました。中野区らしきという言葉がさっきありましたけれども、中野区の教育とはという幹があって初めて、枝葉もより一層充実した話し合いができるのかなと思いますので、中野区らしい教育って何だろうということ、今後も教育委員会や総合教育会議の場で話し合っていければと思います。

以上です。

田代教育長

ほかに追加でご発言のある委員の方いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは最後に私のほうから、中野ウェリントン友好子ども交流2025について、私が参加してきましたので、お話をさせていただきます。

今回の滞在期間は9月19日から10月3日の2週間でした。ウェリントンからは、女子校のセクレッド・ハート・カレッジという学校の女子生徒さんが10人。それから男子校のウェリントン・カレッジから男子生徒さんが10人、日本に來られました。受け入れた学校につきましては、今までは中野区の学校を二つに分けて、A地区、B地区にしていたので

すけれども、今年度から、来られた生徒さんの数も増やしましたので、全校で応募をかけて実施できる体制にしました。

今回受け入れた学校は、第五中学校、緑野中学校、南中野中学校、中野中学校、中野東中学校、明和中学校の6校でした。まだ細かな日程は確定していませんが、今回受け入れた生徒さんが、来年の夏休みに、今度は逆にニュージーランドのウェリントンのほうにホームステイに行って、勉強してくることになります。

この10月2日は、今回、ウェリントンから来られた生徒さんたちの最後の夜ということで、中野区役所のナカノバでお別れパーティーを行いました。生徒さんのほうからダンスや、ニュージーランドというハカという踊りがあるのですけれども、ハカを見せていただいて、大変感動的なパーティーになりました。

報告は以上です。

それでは、発言がなければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「区立学校の教育に関する費用負担補助について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「区立学校の教育に関する費用負担補助について」ご報告申し上げます。

区では令和8年度から新たに区立学校の教育に関する費用負担補助の実施を予定しております。その検討状況について報告をさせていただきます。

1、背景等でございます。区は現在、学校給食の給食費相当額に関する負担補助を行っておりますけれども、それだけでは不十分なのではないか、さらなる保護者支援の充実といったことが求められているところでございます。

また、区立学校の教育活動におきましては、様々な場面で子どもを主体とした教育の充実をしていく考えであり、加えて区立学校の働き方改革の推進では、学校教職員の事務負担の軽減や学校運営の組織的な支援体制の構築が位置づけられているところでございます。

こうした背景等を踏まえまして、区立学校をより魅力的なものとし、義務教育機関における保護者支援を充実する必要があると考えたものでございます。

2、事業内容等でございます。

(1)区立学校の教育に関する費用負担補助。新たに教材費、修学旅行費等につきまして、保護者の費用負担を補助いたします。区立学校において保護者から当該費用を徴収することとはなくなっています。

対象者です。区立小中学校に在籍する全児童・生徒を対象といたします。

対象とする費用でございます。原則として現在保護者から徴収している費用全てを無償化の対象といたします。教材費、修学旅行費、校外活動費、移動教室費でございます。

実施方法の工夫といたしまして、修学旅行、校外活動、移動教室につきましては、子どもが考えた活動内容や行き先を反映できる仕組みを導入し、子ども主体の学校教育を進めてまいります。

(2)執行体制でございます。区立学校の教育に関する費用負担補助の実施に合わせまして、私費会計事務の効率化・適正化、学校運営の組織的なバックアップ体制の構築並びに公会計化の推進を図るため、学校事務を本庁における集中管理へと移行する方向で検討を進めているところでございます。

3、今後のスケジュールでございます。実施方法の詳細について検討を進めまして、来年2月には保護者への説明、そして4月からの事業開始ということで予定をしているところでございます。

報告は以上になります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたら、お願いいたします。

伊藤委員

詳細なご説明ありがとうございます。昨今の物価上昇ということもございまして、また働き方改革という表現になっておりますが、確かに事務負担ということも見逃せない大きなものだと思いますので、こういったことで学校の教育がより充実していくということは、とても大事なことだなと思っております。

その上で2点のお願いと一つのご質問があるのですが、お願いのほうは、一つは格差ということがもう何十年も言われていると思うのですが、言われてきてからますます広がっているというような状況もお聞きする場合がございます。捉え方によると思うのですが、ですので、より必要な方に、より手厚い支援が行き届くというような方向性ということも、同時にお考えいただけるとありがたいなと考えております。本当にそういうことを必要としている子どもさんたちがたくさんいるということを実感しております。

それから、お願いのもう1点は、学校教育に関わる学校内の設備・備品等で、私の少ない経験でも、何十年か前の子どもが多かった時代、人口が多かった時代のスケールメリットということがあったのかもしれませんが。そういった時代に比べると、かえって今のほうが様々な設備・備品が古くなってしまっていたり、買い換えることができなかったりということで、子どもたちにとって魅力としてどうかと懸念する場合もございます。ですので、学校教育の中で必要なものというのはたくさんあると思いますので、そちらの予算ということも同時にバランスよくお考えいただけるといいなと思います。

あと1点ご質問なのですが、実施方法の工夫ということで、行き先なども子どもたちが考えることができる子ども主体の学校教育、とてもよいと思っております。これは費用負担が個人ではなく公費という形になることで、よりスムーズな予算執行などが行えることによって、こういった子ども主体の学校教育が推進できるということにありますでしょうか。あるいは、それとは直接の関係というよりは、これを機会にやり方も変えながら考えていくという方向性でしょうか。そのあたり、もしお話しいただけることがございましたらお願いしたいと思いました。

以上です。

指導室長

委員ご質問の中の二つ目のほうの、これを機会に、より一層子どもを主体とした学校教育を推進していきたいという思いで、各学校で子どもたちの意見を反映して、こういった校外活動を自分たちでつくり上げていく、そういうような活動にしてもらいたいなというところで、このような施策を取っております。

平本委員

ご説明ありがとうございました。私もこうした費用負担を補助する方向性自体には賛成でございます。

伊藤委員からもお話があったところと重なりますが、より必要な子どもたちに届くような制度と、もちろんセットで考えていただくということは当然の前提になっていると理解しておりますので、そのように進めていただきたいなと思っております。

また、学校運営の組織的なバックアップ体制と書いてくださっていて、よい表現だなと思ったのですが、これまで現場で先生方が現金で細かい費用を回収しておられた部分もあったかと思っておりますので、学校の運営自体を組織的にきちっとバックアップしていくような体制を、これを機会により強めていくということ自体を打ち出してくださっている

のは大変よい点だなと思いました。先生方の事務負担が減っていきますと、より子どもたちと向き合う時間のほうに、必要な時間や細かい作業というのを割り振っていただけるのかなと思いましたので、子どもたちにとってもよい方向になるのではないかなと思っております。

1点、質問です。こういった費用負担の補助というのは、既に他区等でも取り組まれているところはあると思うのですが、そこに子ども主体の学校教育を推進していく形で、反映できる仕組みとセットでここを考えていくというのは、中野区としての独自の視点もあるのかなと思っているのですが、何か特に工夫というか考えている部分がもしあるようでしたら教えていただければと思います。

指導室長

他区の状況を全てお調べしているわけではないですが、こういった費用負担補助と併せて、子どもの意見を反映させた教育活動を推進していくという事例はこれまで聞いたことはございません。中野区独自のものかと考えておりますが、やはりこれまでも、先日の総合教育会議でも取り上げていただきました活動を、中野区は進めてきているところで、さらなる拡充というところで、今回、先ほど、伊藤委員からのご指摘もありましたけれども、こういった先生方の負担も補助しながら、さらに教育委員会としてもバックアップ体制を整えて、子ども主体の教育活動というものをつくり上げていきたいと考えてございます。

岡本委員

質問なのですが、細かいところなのですが、「原則として、現在保護者から徴収している費用全てを無償化の対象とする」の「原則」についてなのですが、原則から外れるケースを想定されていらっしゃるのかどうかを教えてください。

学務課長

現在徴収している金額の中で、例えばですが、細かい話になるのですが、徴収金の中に、同窓会費とかが入っていたりする場合もあるので、そういうものは無償化の対象外としますよというところの意味合いです。

高野委員

各委員もご意見いただいて、今回の費用負担補助については、保護者の負担軽減及び学校教員の負担軽減と、二重の意味で非常にいい施策だと思います。

その上で質問なのですが、今回は区立学校の教育に関する費用負担補助ということなので、国立や私立の小中学校についてはもちろん対象外ということでよろしいのでしょうか。

子ども・教育政策課長

今回の施策については対象外とさせていただきます。

岡本委員

教材費について教えていただきたいのですが、各校で教育活動を必要に応じて実施される際に、保護者からこれまで、「こういうのをかうの」ということで徴収してきたと思うのですけれども、私の経験上、学年ごとに必要な教材費って、やはりちょっと変わってくる場所があったと思うのです。学校ごとに教材費は違ったりするのかどうかとか、教材をかうかどうかを、そもそも誰がどのように決めているのか。例えば担任の先生、授業をされる先生がご自身の裁量で決めていらっしゃるのか、中学校だったら教科で決めているのか、小学校だったら学年で決めているのか、あるいは学校全体で決めているのかどうか、そのあたりの教材費はどうやって決まるのかについて教えていただけますか。

学務課長

金額の面については私から。各学校、学年ごとにかなりバラバラです。差も多くあるというところは、現状では認識してございます。

指導室長

併せて、教材の選定の流れでございますが、まずは教員のほうで必要な教材をピックアップしまして、それを、例えば小学校であれば学年、クラス間の調整というのでも必要ですので、学年の中で相談して、そして、学校全体の校長のほうに提案をして、最終的に校長が決裁をすると。それを教育委員会のほうで報告を受けまして、適切な教材かどうかということを確認して、使用する教材を決めるという流れになってございます。

中学校の場合は委員お話のとおり、学年というよりは、教科の中で調整を図って、最終的に校長が決裁をするというような流れで決めているものでございます。

岡本委員

ありがとうございます。よくわかりました。

各学校バラバラということで、もちろん必要に応じてなので、横並びとかする必要はないと思うのですけれども、せっかくこういう仕組みができるのであれば、例えば可視化をして、学校ごとにこんな教材を使っているのだというのを学び合える機会にもなればなと少し思いました。

あと、先生が提案される際に、保護者の負担を気にして、これまで、もしかしたら抑制されてきたところがあるのかなとも思いまして、こんなふうに関が負担をするということになると、もうちょっといろいろ買えるのではないかと、先生方がポジティブに思われて、結果膨らんでいくみたいなことも、もしかしたらあるのかなと思うのですけれども、そのあたりについて、何かお考えはありますか。

指導室長

今回、この作業をするに当たって、全て学校のほうからそれぞれ各学年でいくら教材費を、どのようなものを買っているかということも調査をして、一覧で見られるようになってございます。何人かの校長先生方には、そういったものをお示しして、学校間の違いというものも意識をしていただいているところでございます。

また、中学校の先生方はそれぞれの学校の教科の先生が集まって、どのような教材を買っているのか。そしていくらぐらい経費が必要となるかということも十分話し合っているところで、そういったところで教材の情報共有ということは今、図っているところでございます。

おっしゃるとおり、ご家庭の負担によるものだったので、経済状況等も鑑みて、あまり高額なものを買うということは避けるということがこれまでございましたので、区が負担するに当たって、また先生方が自由に選びやすいような形もとっていききたいとは思ってございますが、逆に一方で、あまり学校間の差が出ると補助の差も出てきてしまうということもありますので、そういったことのバランスも見ながら、各学校で教材を選定するようにしていただくようにしております。

伊藤委員

ありがとうございます。今、予算の比較的細かいことのお話が出たと思うのですけれども、先ほども申し上げた点とつながりますが、公費とすることによる執行の便と不便ということがあると思いますし、私費であることで徴収が難しいかもしれないけれども、例えば追加で必要になったときなど、柔軟に行えるという部分もあるかもしれません。公費と私費と、それぞれにメリット、デメリットがあると思いますので、そういった点も学校現場の先生方や、子どもさんたちの実際の教育の充実度というところをよく見ていただいて、これからもやり方の工夫をしていただくことも必要かなと思いました。柔軟にいろいろお考えいただけるとありがたいなと思います。

以上です。

岡本委員

これは意見なのですが、今後、子ども主体の学校教育により力を入れていくということで、予算の活動についてはこういう場で共有をいただいている、把握して、我々も考えることができるのですが、修学旅行、校外活動、移動教室等についても、各校でどんな取組をしていらっしゃるかを、今後機会があれば共有をいただければありがたいと思います。

以上です。

指導室長

委員お話のとおり、できるだけ子どもたちがどのようなところに行って、どのような活動をして、どういう学びを得られたかということを、皆さんに周知していきたいと考えてございます。

田代教育長

ほかに質問やご発言、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

旅館業の営業許可に係る意見の申出状況につきましてご報告申し上げます。旅館業法の規定に基づく保健所長から教育委員会への意見の求めに対する意見の申出の状況について報告するものでございます。

1、保健所長から求められた意見についてです。中野区立学校及び中野区立図書館のおおむね100メートル区域内で旅館業の営業許可を与えるに当たり、当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかについてでございます。

2、教育委員会の意見の申出についてでございます。

回答期間、令和7年7月から9月に行ったものでございます。実施済みの内容についてのご報告となります。

回答件数、旅館・ホテル営業3件でございました。

申請地及び学校等との距離でございます。No.1、中野区立啓明小学校。こちらは約70メートル。No.2、中野区立中野東中学校及び中野東図書館。こちらは隣接ということで

0メートルでございます。またNo. 3、中野区立桃園第二小学校。こちらは約100メートルでございます。詳細につきましては別紙をお読み取りいただければと思います。

教育委員会の意見でございます。1番目と3番目の案件につきましては、以下の①から③のとおりでございます。

①といたしまして、清純な施設環境の維持と運用のルール確立についての配慮を求めたものでございます。

②として、施設管理者への連絡方法の明示や苦情についての体制の確立について、管理者への指導を求めるものでございます。

また③といたしまして、定期的な現地の巡回、そして利用のルールの徹底について要請するものでございます。

また、2番目につきましては、隣接することから、学校等からの危惧について強くあらわされたものをこちらで把握しているところでございまして、距離が至近であることや、著しく害されるおそれについて危惧するといった文言を追加しているとともに、④といたしまして、こうしたことの徹底にもかかわらず、清純な施設環境が著しく害される事象が継続する際には、当該営業許可を速やかに取り消していただくよう強く求めるといった文言を付け加えたところでございます。

報告については以上になります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問やご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。本件、このたび、今ご報告いただきましたように、学校から0メートルというような条件のところがございます。メートルによることでもないかもしれないけれども、0メートルとなりますと、清純な施設環境という以上に、学校の中での活動についてのプライバシーの保護ということも考えないといけないと思いますし、100メートル離れているところとは、少し考え方を変えないといけない部分も生じてくるのかなと感じております。

こういったことが今後も増えていくということも予想されますし、いろいろな条件の中で、こういう旅館業が大変増えている地区では多様な問題が生じていることも報道等で拝見することもございます。そのように考えますと、もしかしたら④、速やかに取り消していただけるように強く求めるということでお書きいただいて安心感が増すなと思ったところ

ですが、清純な施設環境という文言だけではなくて、プライバシーの保護というような、私には適切な文言が専門外でわからないのですが、子どもたちのプライバシーにきちっと配慮をして、教育活動そのものに悪い影響がない、教育活動が妨げられない、損なわれないというような文言も入れていただく必要が、もしかしたらあるのかもしれないなと感じました。

以上でございます。

子ども・教育政策課長

こうした案件は増えている状況がございます。特に隣接する場合には、活動されている学校の先生方や保護者の方々にも、不安が少なくない状況と思っております。個々の状況を把握しながら、保健所のほうには様々な指摘について、こちらでも検討しながらできるだけ具体的なことが伝わる内容となるよう努めていきたいと思っております。

平本委員

ご説明ありがとうございます。私も②については、学校との距離が大変近い事案で、校長先生からのご意見もお聞きしていたということもありましたので、体制や運用の管理面を徹底したにもかかわらず、施設環境が著しく害される事象が継続するような際に、営業許可を速やかに取り消していただくように強く求めるという意見に、今回していただいたという点は適切であり、よかったのではないかなと思っております。

伊藤委員からもご意見があった部分についてなのですが、許可基準というのがどうしてもございますので、その基準との関係では実際のところ、こうした許可が下りない、あるいは取り消されるというケース自体はそれほど多くはないのが実情だと認識はしております。

ただ一方で、教育委員会として、しっかり子どもたちを守るという観点で、強い要請をしていくということ自体は、施設管理者に対する一定の牽制にもなりますし、また事実上運用が形骸化してしまっているようなことに対する教育委員会としてのしっかりとした意見表明になると考えております。こういった意見を言うかというのは、もう教育委員会のほうで考えて、伝えていけばよいことだと私自身も思っておりますので、引き続き、こうした事案がある場合については、同様の対応をお願いできればと考えております。

念のため1点確認させていただきたいのですが、中野区もこういった事例が非常に増えているという中で、現時点で区内の同種の距離が近い許可事案において、施設環境が害されてしまっているというような苦情が寄せられているというような趣旨の報告は挙

がっていない、教育委員会として把握しているわけではないという理解でよろしいのでしょうか。

子ども・教育政策課長

教育委員会として、そのような状況が近隣で起きているというようなことは、把握しているところではございません。

高野委員

ご説明ありがとうございます。中野区の民泊に関する条例で、用途地域のうち第一種低層住居専用地域などは制限区域内として、金土日、祝日のみの宿泊可能期間となっていますが、この3事例の場合は、そういう制限区域内なののでしょうか。もし制限区域外であっても、小学校、中学校などから100メートル以内は、ぜひこの制限区域として扱っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

子ども・教育政策課長

今現在、これらの小学校に隣接するような、1番から3番についての用途地域までは、こちらで把握しているところではございません。また用途地域におけるそうした制限につきまして、区のほうの規定で設定をしているというようなことを今、ご説明いただきましたので、そういった声があるということは、保健所のほうには伝えていきたいと思ってございます。

伊藤委員

今の高野委員のご発言に関連してなのですが、近いところということともう一つ、どうしてもある学校の近くに増えてしまうということも想定されると思うのですね、諸条件で。そうしたときに、何メートル範囲にいくつあるかということも、累積的な影響ということも、一方で考える必要が当然ありますので、先ほど清純という言葉だけではなく、踏み込んだ表現も今後必要かもしれないということを申しましたが、今回の意見ということではありませんけれども、今後に向けて、やはり累積的に数が増えていくことに対する対応ですとか、これまで想定されていた清純な施設環境ということだけでない想定ということも、より先んじてお考えいただいて、条例等の整備について、もし可能でしたら教育委員会のほうからのご意見をお伝えいただくなども重要なことかなと思いました。

以上です。

子ども・教育政策課長

そうした面的に、どのようなところに設置がされているのかというようなところにつきましても、こちらとしても一定の把握をしながら、保健所のほうとコミュニケーションをとって、教育環境が害されることがないというようなことの担保を、どのように確保していくことができるのかといったことについて、話し合っていきたいと思っております。

田代教育長

ほかにご発言、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告は終了いたします。

それでは、次回の開催について報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は10月31日10時から区役所7階教育委員会室で実施いたします。

また10月17日は休会となります。10月24日は平和の森小学校にて、児童との対話集会のため、傍聴はございません。なお、諸事情により変更となる場合がございます。中野区ホームページにてご確認をお願いいたします。

田代教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第27回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時41分閉会